

第 3 回原子力委員会定例会議議事録（案）

- 1 . 日 時      2 0 0 6 年 1 月 2 4 日（火） 1 0 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0
  
- 2 . 場 所      中央合同庁舎第 4 号館 7 階 共用 7 4 3 会議室
  
- 3 . 出席者      近藤委員長、齋藤委員長代理、木元委員、町委員、前田委員  
                 内閣府  
                 戸谷参事官、森本企画官、池田主査  
                 経済産業省  
                 資源エネルギー庁原子力政策課 野田企画官  
                 原子力安全・保安院企画調整課 高橋課長補佐  
                 原子力安全・保安院原子力安全技術基盤課 前川課長補佐
  
- 4 . 議 題  
    ( 1 ) 前回議事録の確認等  
    ( 2 ) 電気事業者等により公表されたプルトニウム利用計画について  
    ( 3 ) 平成 1 8 年度原子力関係予算について（経済産業省）  
    ( 4 ) その他
  
- 5 . 配布資料  
    資料 1      電気事業者等により公表されたプルトニウム利用計画における  
                 利用目的の妥当性について（案）  
    資料 2      平成 1 8 年度原子力関係予算案について  
    資料 3      第 2 回原子力委員会定例会議議事録（案）
  
- 6 . 審議事項  
    ( 1 ) 前回議事録の確認等  
  
    ( 近藤委員長 ) おはようございます。第 3 回の原子力委員会定例会議を始め  
                 させていただきます。  
                 本日の議題は、1 つは、電気事業者等により公表されたプルトニウム利

用計画について。2つ目が、平成18年度の原子力関係予算についてということで、経済産業省からお話を伺うことになっております。3番目がその他でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、最初に、前回議事録でしょうか。

(戸谷参事官) 議事録の確認をお願いいたします。資料第3号でございますが、第2回の原子力委員会定例会議の議事録(案)を配付してございますので、ご確認をお願いいたします。

(近藤委員長) 資料第3号、いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、これは資料のとおりお認めいただいたということにさせていただきます。ありがとうございました。

## (2) 電気事業者等により公表されたプルトニウム利用計画について

(近藤委員長) では、最初の議題。

(戸谷参事官) 電気事業者等により公表されたプルトニウム利用計画について、ご審議をいただきます。本件につきましては1月6日に電気事業者、10社でございますけれども、プルトニウムの利用計画を公表いたしております。その後、10日の第1回の原子力委員会定例会議におきまして、その公表されたプルトニウム利用計画につきまして電気事業者から説明、ヒアリングを受けたところでございます。それから、この計画に関連いたします日本原燃株式会社、それから電源開発株式会社からも状況についてご説明を受けておるところでございます。それから、さらに先週17日の第2回の定例会議におきまして独立行政法人日本原子力研究開発機構からも研究開発用のプルトニウムの利用計画についてのご説明を受けたところでございます。

そういった経緯も踏まえまして、原子力委員会での議論の整理のたたき台ということで、資料第1号を用意させていただいておりますので、まず初めにこれにつきまして読み上げさせていただきます。

(池田主査) それでは、読み上げさせていただきます。

第3回原子力委員会資料第1号、電気事業者等により公表されたプルトニウム利用計画における利用目的の妥当性について(案)。平成18年1月24日。1. プルトニウムの平和利用について。

(1) プルトニウムの平和利用の担保について。我が国は原子力の研究、開発及び利用を厳に平和の目的に限って推進することとし、核兵器不拡散

条約（NPT）に加入し、国際原子力機関（IAEA）と保障措置協定及びその追加議定書を締結し、国内の関連活動に対してIAEAの保障措置を受け入れています。同時に、国自らも国内の原子力活動が平和の目的に限って行われていることを確認する国内保障措置制度を整備し、運用しています。

具体的には、国は原子力事業者に対して、国が認可した計量管理規定に基づき核燃料物質在庫変動報告、物質収支報告等を国に提出することを求めます。あわせて、カメラによる監視、封印の取り付け等を行うとともに、定期査察に加え、抜き打ち的検査を行うことにより、在庫変動等の確認、封印の確認等を行います。特に、六ヶ所の再処理工場には、国の査察官等が常駐し査察を行うことにしています。また、このような計量管理に関する情報・査察結果等は、IAEAに対して報告されるとともに、IAEAも独自に査察を実施します。

このようなシステムを整備し、厳格に運用することにより、国内に持ち込まれ、あるいは国内において再処理により分離・回収されたプルトニウムが平和目的以外に転用されないことを確認できることは、国際的な共通認識となっております。六ヶ所の再処理工場に整備されているシステムも、この考え方に基いて平和利用の担保をする観点から妥当なものであると国際的に認められたものです。

（２）プルトニウム利用の透明性の向上について。我が国におけるプルトニウムの平和利用については、国際的な保障措置体制の下で、厳格にその担保がなされてきていますが、1990年代に入り、各国におけるプルスーマル等による民生プルトニウム利用活動の活性化に伴い、プルトニウムの国際間移動量が多くなりました。このことを踏まえ、プルトニウムの有する性格上その利用に関する透明性の向上を図ることが望ましいと判断して、我が国は、民生プルトニウム利用の透明性向上のあり方についての検討を関係9ヶ国（米、露、英、仏、中、日、独、ベルギー、スイス）と開始しました。その結果、平成9年（1997年）12月に、各国が自国の民生プルトニウムの管理状況を公表することなどを含む「国際プルトニウム指針」が採択されました。以来、各国は毎年、民生プルトニウムの保有量をIAEAに報告しており、これらは公表されています。

平成9年より我が国電気事業者は、軽水炉においてプルトニウム利用を実施するべく、欧州の再処理事業者に委託して使用済燃料を再処理して、回収・保管しているプルトニウムを現地においてMOX燃料に加工し始めました。これに加えて、我が国初の商業用再処理工場である六ヶ所再処理

工場が稼働を開始すると、毎年相当量のプルトニウムが国内で民間事業者により回収・利用されることとなります。

原子力委員会としては、こうして民間事業者が国内においてプルトニウムを回収・利用する時代が到来することから、我が国のプルトニウム利用が厳に平和の目的に限られることについての国内外の理解と信頼の一層の向上を図るため、利用目的のないプルトニウムを持たないという原則の下に、プルトニウム在庫に関する情報の管理と公開の充実を図ることとしました。そして、平成15年8月に「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方について」(以降、「考え方」と略。)を決定して、国がプルトニウムの管理状況を公表することに加え、より一層透明性の向上を図るためのわが国独自の措置として、事業者が六ヶ所再処理工場においてプルトニウムを分離する前にその利用目的を示したプルトニウム利用計画を公表することとし、また、国の研究機関が研究開発に利用するプルトニウムについても商業用プルトニウムに準じた措置を行うものとする考えを示しました。

これまでの国内外の実績を踏まえれば、再処理工場で回収されたプルトニウムの利用先や利用時期が詳細に確定するのは、相当期間の貯蔵の後になることもあります。しかしながら、原子力委員会としては、国内においてプルトニウムという機微物質を民事事業者が回収するにあたって、未だ詳細な利用計画を確定するに至っていないとしても、毎年、次年度に回収を予定するプルトニウムを含むプルトニウムの利用計画を明らかにすることは、常に最新の利用計画が段階的に詳細化されつつ公開されているようになるので、その利用に関する透明性を高く保つ観点から適切と考えています。

2. 電気事業者の公表したプルトニウム利用計画について。電気事業者が公表したプルトニウム利用計画によれば、平成17年度と18年度に行われる六ヶ所再処理工場のアクティブ試験で回収されるプルトニウムは、今後六ヶ所村に建設が行われるMOX燃料工場でMOX燃料に加工して、自社の原子力発電所におけるプルサーマル利用に供するか、あるいは高速増殖炉等の研究開発の用に供するべく日本原子力研究開発機構に譲渡するか、もしくは設置許可を申請中の大間発電所においてプルサーマルを計画している電源開発株式会社に譲渡するとしています。また、プルサーマル利用に供する場合、その時期はMOX燃料工場のしゅん工が予定されている平成24年度以降であり、それまでの間は六ヶ所再処理工場において貯蔵するとしています。また、この量のプルトニウムから製造されるMOX

燃料は各社が計画しているプルサーマル利用に要するMOX燃料の約0.2～0.6年分に相当するとしています。なお、電源開発株式会社は、各電気事業者からの譲渡を受け、大間発電所においてプルトニウムの利用を計画しています。

なお、各電気事業者は、原子力委員会に対する本公表内容の説明に際して、海外に所有しているプルトニウムの量も公表し、これを用いてのプルサーマルの実施に向けて、許認可を受ける活動を含む取組あるいはその準備活動を行っていることについて説明しました。原子力委員会は上記「考え方」において、このプルトニウムをプルサーマル利用に供する場合には、海外でMOX燃料に加工する段階において、利用場所等を公表することとしています。今回は、こうした公表はなく、今後こうした取組や活動を経た上での燃料加工の段階で利用計画を公表することとしています。

原子力委員会は、各電気事業者により明らかにされた平成17、18年度に回収するプルトニウムの利用目的は、こうした説明を踏まえると、現時点の状況を適切に示しており、我が国におけるプルトニウム利用の透明性の向上の観点から妥当なものと考えます。

なお、原子力委員会は、原子力政策大綱で、事業者に対し、プルサーマルを計画的かつ着実に推進し、六ヶ所再処理工場の運転と歩調を合わせ、国内のMOX燃料加工事業の整備を進めることを期待するとしていますので、今後とも、プルサーマル計画の進捗、六ヶ所再処理工場の建設・運転操業、MOX燃料工場の建設の進捗等の状況を注視していきます。電気事業者においては、適切な事業のリスク管理の下でこれらに積極的に取り組み、次年度以降、取組の進捗に応じて利用目的の内容をより詳細なものにしていくことを期待します。なお、プルサーマル計画の進捗状況、六ヶ所再処理工場等の稼働状況等により利用計画への影響が懸念される事態が発生した場合には、電気事業者は、「考え方」を踏まえ、今回公表された利用計画の見直しを行うことを期待します。

3.日本原子力研究開発機構の公表したプルトニウム利用計画について。日本原子力研究開発機構が公表した、研究開発用プルトニウムの利用計画によれば、東海再処理施設で平成17、18年度に回収されるプルトニウムは、後年東海研究開発センターにある燃料加工施設において高速炉燃料に加工し、同機構が保有するもんじゅ及び常陽にて利用するとしています。現在もんじゅは運転停止中ですが、運転再開のために同機構は改造工事を進めるなど運転再開のための準備活動を行っていることから、同機構が公表した利用目的は妥当なものと考えます。なお、その利用に関する透明性

を確保する観点から、進捗に従って順次、利用目的の内容をより詳細なものとして示すとともに、利用計画への影響が懸念される事態が発生した場合には、今回発表された利用計画の見直しを行うことを期待します。

また、今後、同機構が保有するプルトニウムのみでは両炉の運転を継続することができなくなることも想定されるので、同機構は、六ヶ所再処理工場で回収したプルトニウムを電気事業者から譲り受ける場合があるとしています。この説明は電気事業者による説明と整合しています。

以上でございます。

(近藤委員長) はい、ありがとうございました。

この資料は、この議題、確認という作業で、決定文をつくる作業ではないのだから文章を紙にする必要はないのではないかと思いつつ、議論を効果的に進めるために字にしてみたものでございます。これをベースに先生方のご意見を伺えればと思います。

齋藤委員長代理。

(齋藤委員長代理) 最近まとめました原子力政策大綱において、限られたウラン資源を有効に使っていくという観点から、プルサーマルを行い、そしてまたそのために我が国において再処理を行い、そこで燃料を確保して循環してリサイクルするということを決定しているわけであります。今回各電力会社からご説明いただいたプルトニウム利用計画は、それに沿ったものであり、また、プルトニウム利用の透明性向上の基本的考え方に合致するもので妥当なものであると思います。

ここで改めて2点ほど申し上げたいのは、やはりこういった事業というのは計画どおり進まないこともあり得るわけでありまして、この文章でも述べておりますように、何か不都合等が起こり、計画の変更が余儀なくされるような場合が発生した場合には、速やかにそれについての検討が重要であります。私ども原子力委員会としては各年度ごとに定期的にプルトニウム利用計画を伺うということになっておりますが、それに限らず利用計画の見直しが行われた場合には、年度の途中でもご報告いただくことが大事なことであると思います。

もう1点は、政策大綱でも述べておりますし、また各電気事業者の方々からご説明ございましたように、この事業を進めていくにあたっては、やはり電気事業者等においては原子力発電所あるいは原子力施設の安全運転の徹底、品質管理の向上、こういったことが大事であり、それによって国民及び地域住民の信頼を得ることで計画が円滑に進められていくものであると思います。電気事業者等、関連の方々においては改めて安全運転、

安全の確保についてご努力をいただきたい。また、このプルサーマル等の必要性については政策大綱にも述べておりますが、国側も国民や立地地域との相互理解を深めていくということが大事ではないかと思えます。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

ご指摘の最初の年度途中云々の点は3ページの第3段落のなお書きの中の、「なお、プルサーマル」云々とあるところ、これは年度ごとに報告があり、しかし、なお、年度途中でも変化があれば見直していただきたいと、この読みについて念のため解説を加えていただいたという理解でよろしゅうございますか。

(齋藤委員長代理) ええ。

(近藤委員長) それから、2つ目の点については、大事なことと思えますが、これはそのなお書きの第3段落で、整備を進めることを期待し、プルサーマル計画の進捗等々について注視していきます、としているところについて少し敷衍し、事業者の信頼の確保活動について具体的に注文をつけたということによろしゅうございますか。

(齋藤委員長代理) はい。

(近藤委員長) ありがとうございます。

では、木元委員。

(木元委員) 私はここの土台というか基本的なものとして踏まえている平成15年8月5日の「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方について」を決定するときに、現場にいた人間ということになるんですけども。今回、このときのことを強く思い出しました。この考え方が決定するまでの間には、いろいろと討議を重ね、こういうペーパーになったという認識を持っております。そのことから、今回のこのたたき台として出されたペーパーを拝見して、私なりに考えたことと、それから、今日のたたき台ができるまでに、近藤委員長を中心に皆さん方と協議させていただいたことを反芻しながら、今日は質問を兼ねて意見を申し上げさせていただきます。

原子力委員会のホームページを見ますと、私たちが確認する妥当性をどう評価するかということについてのご質問がかなりきています。また、1月19日に私の部屋のところに4団体の代表の方がお見えになっているお話をお伺いさせていただきましたし、ご意見もいただきました。その中の2つのことだけご紹介させていただきます。ほかはプルトニウム利用計画を中止せよとか、六ヶ所村の操業をとめろとか、再処理をして有効利

用するというそのものをやめてほしいというご意見であり、プルトニウム利用計画についての妥当性の確認ではないからです。

1つは、利用計画について妥当性の確認をする前にパブリックコメントを募集してほしい、それから、各地でこれについての公聴会を開いてほしいというご意見でした。

それから、もう1つは、この原子力政策大綱の冊子の、97ページですが、下の方に書いてありますが、この計画の妥当性の確認の観点というところです。そこのところでプルトニウム利用に向けた電気事業者の取組で、例えばプルトニウム実施に向けた地元との調整とか、それから法令上の手続の状況、再処理、MOX燃料加工の現状等、こういうものはどこまで進んでいるのかということ吟味した上で評価をちゃんとすべきではないか。法令上の手続、現状をどういうふうに踏まえているのか、ちゃんと確認したのか、していないのではないかというご意見をいただきました。

この2つについて、私なりにここまでの議論の中で確かめたこととお話したいと思いますが、委員長初め皆様方のはっきりしたご意見を伺えればありがたいと思っております。

最初の、パブリックコメントの募集をというご要望ですけれども、この15年8月5日のときもこの利用計画というのは事業者と我々委員会が、社会的にも、国際的にも日本は利用目的のないプルトニウムを持たないということを確認するために出して下さいということでした。それは私どもと事業者の方々との非常に固い約束のもとになされたものであるということですので。そういう約束のもとにいただいた利用計画です。ですから、委員会は、この計画が適正に行われている、適正に事業者がご判断なさったドキュメントであると、そのことを確認するものである。これにとどまるんじゃないかという意識が私にはあるんです。ですから、これはパブリックコメントにかけるとなると、またそこに意見募集手続も必要です。その要件は規制の制定であるとかあるいはそれを改廃するとかの場合で、そういうときにはパブコメにかけたりすることがありますけれども、今回は政策決定でもありませんし、委員会と事業者のお約束の確認という形からいえばパブコメにかける性質のものではないのではないかと、という気がいたします。

また、やるとすれば、事業者の方々各自にやってらっしゃる公聴会、意見交換会などの活動もありますので、その中で行われるものかなという思いです。これを各先生方がどう評価なさるかということがありますが、今回は、委員会としての考えを示すものなので、それをパブコメにかける

ということはちょっと馴染まないという感触を持っております。

それから、2つ目の97ページにあった確認の観点の中の1つ、法令上の手続の状況、これについてなんですけれども。例えば法令上の手続というと、今までなされていることもあるしなされていないこともあります。まだ途上にあるという認識です。電気事業者の方々の工事計画の認可であるとか、あるいは燃料の検査だとかいろいろありますが、このプルサーマル利用についての細かいことは各社各様の進捗状態だと思っています。ですから、それは事業者の方々が今、主体的に行っていってらっしゃることであるので、それをこの場で1つ1つ確認していく事項とは違うように思います。

今日のたたき台に書かれてある、3ページの真ん中の段落。委員長代理もおっしゃったんですが、やはりこういうような進捗状況等を大変注意深く見つめていくという行動が私たちに問われてくるのであって、そのことを強調していけばいいのではないかと。そうなってくると、このたたき台にあるように、妥当性があるとしてもいいのかなと私なりに思いました。

ここまで確認して、お互いがやり合って、実は最終的にこのたたき台ができ上がって私が目にしたのはきのう夜中を過ぎてましたけれども、これだけ議論した結果ということで、私なりには納得できたという気持ちを持ちました。

この2つのことについてぜひご意見承りたいと思います。

(近藤委員長)ありがとうございました。

2つの点については、問題提起というより木元委員のお考えが表明されたということかと思えます。この2つの点についてのご意見をいただいてもいいですし、それ以外の点でもよろしゅうございます、引き続きご発言いただきたいと思います。

町委員。

(町委員)今回事業者あるいは原子力機構からいろいろお話を聞いたんですが、利用目的あるいは利用計画を明確にされているというふうに私は印象を受けました。ただ、一部の電気事業者の場合は、例えばMOX燃料を使うプラントが特定できないという場合もありましたけれども、それはこれからさらに詳細を詰めていくということで、できるだけ速やかにやっていってくれるように期待したいわけです。

それから、この場合にやはり地域の方々との理解というのがそういう計画をつくる上で一番重要なファクターになっているので、さらにMOX利用の国としての必要性あるいはもちろん事業者としての必要性、それから

安全性ということを十分に説明する機会をできるだけたくさんつくってやっていただいて、その進みぐあいを逐次報告していただければありがたいと。

それから、プルトニウムは核兵器につながるということが1つの大きな懸念として国際的にもいわれているわけですが、それについては今回のこの案の最初の段落に書かれておりますが、I A E Aのことが余り書かれていないんですけれども、I A E Aはまさに国際的な中立的な立場から、特にその追加議定書のような検査を強化する仕組みも既に日本は批准しております、そういうものを含めて非常に厳格にプルトニウムが兵器転用されないということを証明というか、確認しております、そういう点でも日本は、しかも追加議定書を早期に批准し、かつI A E Aが細かくいろいろな各施設を調べて全くそういう拡散の形跡はないし、したがって統合保障措置を適用するというにも昨年なりましたので、非常にそういう意味でのリスクは少ないと。

それからあと、ここに国際プルトニウム指針が引用されておりますけれども、これはここに書いてある9ヶ国がいろいろ検討して合意したガイドラインでして、これはI A E Aにはインフォメーションサーキュラーとして配られているというものです。その中にプルトニウム管理マネジメント政策に対する1つのガイドラインがあって、プルトニウムバランス、需給バランスですね、需給バランスを、合理的な在庫、実際にプラントを動かすのに必要な合理的な在庫というものも考えに入れて需給バランスをとっていくことが大事だと書いてあります。それはできるだけ現実的に可能な限り早い時期にということが書かれております。そういう観点からしても日本の場合、ご説明のあったような努力をしているということで特に問題はないのではないかとこのように考えております。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

前田委員。

(前田委員) 今回こういう形でプルトニウム利用計画が公表されたのは初めてなわけですし、我々としても初めてこれの説明を聞いて、これに対してどういう判断を下すかということで、判断のよりどころになるものが何かということだと思えます。それで、これはあくまでも透明性を高めるといふ観点でありますからそういう観点から判断の根拠は何かということを考えるわけですが、

今、町委員も引用されましたI A E Aの国際指針というのが97年にで

きてまして、そこにプルトニウム管理政策として考慮すべき点として、核不拡散とか環境政策とかあるけれども、それ以外にもプルトニウムの資源的価値だとか、プルトニウムの在庫を考慮に入れたバランスということが書いてあるということです。

それを受けて、日本政府が日本のプルトニウム利用政策というものを IAEA に出しているわけですが、その中でその利用計画、そこにはプログラムと書いてあったと思いますが、日本のプルトニウム利用のプログラムを実施するのに必要な量を超えるプルトニウムは置かないと、こういうふうに書かれているわけなので、これは1つの判断の観点になるのかなと。そして、この中には先ほど IAEA のガイドラインに書いてあったような適正な運転在庫というのが含まれたものであると、こういうふうに見えると思います。

原子力委員会が2003年、平成15年に決めた考え方は、この2つのことがベースになって決められたガイドラインだと思います。それで、そういったものがあるということで、今回公表された利用計画を見ますと、その考え方に合った判断をしているということになるわけです。まず、今回公表されたものは17年度、18年度というアクティブ試験の初期の回収プルトニウムを対象にしている。すなわち、プルトニウムが民生用に本格的に回収され始めるその最初から我々はこういうものをきちんとフォローしていくんだということが1つあると思います。

ただ、当然ながら再処理工場だとか JMOX、国産の MOX 工場だとか、あるいは各電力のプルサーマル計画だとか、それぞれのプロジェクトのいろいろな状況によって進展の状況というものは全く歩調を一にしてということはないわけで、前後があることはやむを得ないものだと思いますけれども。これは、将来2012年に MOX 加工工場が運転開始されるわけですが、それに向かって各当事者がそれぞれの理解活動あるいは技術的な活動、事業の管理活動を進めて、そして徐々にこれを具体化していくということになっていくと思います。

今現在はまだ第1回目ということですから、皆さんがそういう努力をしているということを確認したということでもいいんだと思いますけれども。これから先、年次が進むに従って、そういったことのより具体的な詳細なフォローをしていくということで、引き続いてこれをこの計画の妥当性というものを確認していくということであればいいのではないかと、このように思います。

結論としては、したがって、今回のこのように第1回目の確認をしたと

いうことは私は妥当だと思えます。

(近藤委員長) はい、ありがとうございました。

齋藤委員長代理。

(齋藤委員長代理) 木元委員のパブリックコメントと公聴会の件ですが、木元委員がおっしゃったとおりで私は同意いたします。理由は、木元委員がおっしゃったようなことで繰り返すのはやめます。今後は、国民や地域住民の方々にご理解いただくという活動を日常的に事業者並びに、我々も含めて国が順次やっていくことが重要で、先程の2点については木元委員のおっしゃったことで私はよろしいのではないかと思います。

それから、もう少し敷衍して申し上げますと、今、中国とかインドも相当な勢いで原子力発電を導入しつつあり、再処理政策をとることとしています。また、最近アメリカの議会でも再処理がやはり必要ではないかという意見も出てきているやに聞いております。その中で平和利用に徹し、このように透明性を持って行うことで日本が世界の範になるということも大事なことであって、原子力の平和利用のトップランナーとしてこういった透明性、計画性をきちんと公表し、それをウォッチしていくということが大事だと考えております。

(近藤委員長) はい、ありがとうございました。

木元委員のご意見にあった大綱の97ページにあるところですね、法令上の云々という。これはおっしゃられたように、安全協定基づいて進めているとか、設置許可を申請したとか、それから一次審査が終わったとかそういうことについてはパブリックにされているところ、それがこの間のご説明の中にもある。それについてはそれをリストした紙をここに用意するまでもなく、最近の情勢について適切な説明を伺ったとしてよいということですね。それ以上の詳細な手続の進捗状況について、審査会等でいつどんなことが議論されたか等、公開されているものについては我々知り得るわけだけれども、そういうこととかそれ以外の知り得ないものについてまで調査しなきゃならないかというのと、この97ページはそういうことを言っているものではないという整理でよろしいのかと。

それから、パブコメの要否の点については、ここで我々が行う作業は事業者の公表したものが趣旨に沿った適切な公表内容であるということを確認することで、何らかの処分の決定を行うものではないので、我々としてそういう判断をしたということでパブコメは不要ということによろしいということに同意するということなんだと思えますけれども。この点についてほかの方から意見ありますか。

前田委員も少し注文をつけたいようにおっしゃられたように思いますけれども。

(前田委員) いえいえ、今の点については私はそれで。

(近藤委員長) よろしいですか。

(前田委員) はい。

(近藤委員長) そうすると、これでここに書いてあるような確認をし、なお今後の事業者のプルサーマルに向けての進捗を大変注意深く見つめていくと言って、我々の作業は終わりということかなと思いますけれども。

私がちょっと気になりましたのは、先ほど町委員が紹介され、前田委員がその内容に触れられた I A E A のガイドラインの中に、各国のプルトニウムマネジメントについての考え方というか、それだけ取り出していうと際立つんですけれども、核不拡散政策等々のさまざまな活動の最後のポイントとして、適切なワーキングストックに配慮しつつ、可能な限り速やかに需給バランスをとることの重要性にノートしましょうということが書いてあるところです。97年の段階で、このような認識を各国が共有したことを受けて、多分2000年長計(原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画)で在庫の情報の管理と公開の充実というような表現でこの認識が政策の中に取り込まれた。その後、民間事業者が国内でプルトニウムをハンドリングする時代の到来に備えて、さらに検討を進めて、今日の作業の根拠となる2003年、平成15年8月の決定に至ったということかと。この決定内容が97年のその認識とどういうふうにリンクしているかについては木元委員がいわば生き証人でよくご存じなんだと思いますけれども、私が忖度するに、そこにはいろいろな議論があったと思うんです。

(木元委員) はい。

(近藤委員長) そして今度の新計画策定会議でも皆さんにこの議論を再びしていただいたわけです。そこでは、記憶が間違っていなければ、単に需給のバランス表を見てなるほどというのはどうもいわばものごとが遠くにある時に使えるもので、ビジネスが実際近づいてくれば当然に適正な在庫を考えてという議論になるはずで、それが既に97年に国際的にはそういうことで合意されているところ、それをどういうふうに議論するか、また、2003年の決定ではこの点について何を考えたのかという議論があった。

で結局、2つ。1つは、適正在庫というものを我々がえいやと決めるべきかということ、それはビジネスモデルに依存するのでなかなか決められないんじゃないかという議論になったこと、もう一方は、そもそもは、我が国の保有するプルトニウム量がどんどんふえていってしまうんじゃないか

ということに関する懸念をどう払拭できるかという問題があつて。いろいろ考えてきたところ、原子力委員会は2000年長計で今後は海外で再処理はしないことと。つまり、できたものは全部即時プルトニウムに変えてしまうということはないとで、国内の再処理施設に限定して再処理し、残りは中間貯蔵することを決めた。

さらには、これは行政改革との関係で決めたことですが、東海再処理工場も2005年ぐらいからは研究開発のための再処理に限定し、いわゆるプルトニウムを回収することを第一義的目的とする活動をしないとした。今の施設ではもっと再処理できるはずなんだけれども、それはしないで研究開発の用がある限りにおいてやるということになった。そして、国内の再処理能力の範囲でプルトニウムを生産し、それを主としては当面プルスーマルで使っていくとした。

さらに、当然のことながら、プルトニウム貯蔵容量には限界があるわけですから、そういう意味で全体として事業として適切な在庫の上限というものが見えてきたのではないかと。そこで今後透明性の向上の方に力点を置いてモニターしていくというのが原子力委員会の主たる業務かなということと2003年の決定がされたのではないかと。そんなやり取りをさせていただいて、そうすると政策大綱においてはこの基本的考え方を連用すべしとし、ほぼ2000年長計と同じ在庫の情報の管理と公開という表現でこの問題を整理したのだと記憶しています。

で今日、この公表内容の妥当性を確認するというところで、この行為は何かということについて議論になっているのですけれども、これはさまざまな行政規制、規制という言葉を使っていいのかわからないんですが、法律上、公益の観点から適切と思うことについて私企業に対して行動計画を公表することを要請するということがあります。つい最近でいえば各事業者は少子化対策計画を公表しなさいという法律が成立している。これは、プレジアドレビュー、そういう取組みについて計画を公表させることによって、自ら実施の責任を負っていくという縛りがかかることを期待する行政制度ですね。原子力委員会が2003年に考えたのもそういうことなんだとこの紙では整理しています。ですから公表されたことが趣旨に沿った取組を適切に説明しているということについて確認することが妥当性の確認ということとしています。そういう解釈で今日の紙ができています。この紙にもそう書いてあるので、いあまさらこういうことを皆さんに講釈するのはちょっと申しわけないんですけれども、念のため申し上げました。

で、そういうことであるとすれば、前田委員のおっしゃったように、ア

クティブ試験の結果で来年度に回収されるこの量のプルトニウムのことについては、第一回の発表としてはこの状況説明で妥当と判断してよいという、そういうこともあるかとも思うのですけれども、ここは趣旨に則った取組の状況が適切に公表されたということによいのかなと。この文章は現時点の状況をと、まとめていてそうははっきり書いていないのですけれども。

で、結論として、委員会としてはこの紙にあることに皆様のご意見をあわせ加えて、公表された利用目的は妥当なもの確認したことにさせていただくと、そういうことでよろしゅうございますか。

(木元委員) はい。ですから、15年8月5日の原子力委員会の決定というのは、今委員長がおっしゃってくださったように、委員の方ともかなりの議論をやりましたし、事業者の方々とも激しいやりとりがありました。だけれども、原子力委員会は平和利用の番人であるという大きい観点から、国際社会というか、国内もですが、それへのお約束をした、誓約をしたと、そういう視座でこのペーパーの考え方ができ上がっている。そういう観点から、今回も議論したという認識を持っています。

ですから、これが第1回であって、これで終わるものではない。これから継続していくのだということで、第1回目としてはこのペーパーが納得の結集であるということだと考えます。

(近藤委員長) そうですね。そこは他の委員からのご発言がありましたが、重要なこと。なお書きでこの程度しか書いてないんですけれども、要するにこの「基本的考え方」の求める17年、18年度回収される合計で1.7トンでしたか、そのプルトニウムについてはこういう整理なわけですけれども。なお書きにありますように、欧州に既にあるプルトニウムについては当然のことながら、持ち帰るという契約をされているに相違ないところ、それは一種の国際約束、それについて着実にあるいは実行可能な限り速やかに利用することは、それ自体そうすることが国益にかなうということ、そういう認識を事業者は当然お持ちだと思いますけれども、それについては原子力委員会としても当然そうしていただけると、そういう問題意識を持ってその行動を注視するとしているところであります。これについては大綱において既に期待を述べているのですけれども、この機会に改めてそうした努力を事業者がなすことに対する期待をここで表明し、かつ政府もまた国民の皆様にもそうしたことの重要性について相互理解の努力を払っていただきたいと、これもまたお願いをしているのですが、大綱にあるようにそれらについて今後当然に評価を行っていくこととなります。

それでは、この紙の文章、特になお書きの部分についての理解をややくどく申し上げましたけれども、この文章に各委員のコメントを含めたものをもってこの作業は終わりとし、パブコメの要請については今申し上げた趣旨ですので、これにはなじまないと判断したとしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」という声あり)

(近藤委員長)それでは、この件についてはそのようにさせていただきます。

### (3) 平成18年度原子力関係予算について(経済産業省)

(近藤委員長)では、次の議題。

(戸谷参事官)続きまして、平成18年度の原子力関係予算案についてということでございまして、本日は経済産業省の予算案についてのヒアリングでございまして、野田企画官、高橋課長補佐、前川課長補佐からよろしくお願いいたします。

(原子力政策課野田企画官)それでは、平成18年度の経済産業省関係の原子力関係予算に関しまして簡単にご説明させていただきたいと思っております。お手元の資料の3ページ目でございますが、一覧表がございます。これで当省の関係予算、まず全体の額をご説明したいと思っております。

当省の18年度関係予算は1,631億円となっております。安全関係が336億、それから推進側の予算が交付金を含めまして1,295.4億ということで、合計1,631億でございます。対前年度の伸びで見ますと、両方ともマイナスということになってございまして、電源特会の方がかなり厳しい査定ということになってございまして、個々の内容で見ますと、大体当初の想定 of 事業を確実に進めるという額は確保できているというふうに考えておまして、着実に事業を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それで、18年度の主な取組、重点項目に関しましてそれぞれ安全分野と、推進分野ということでご説明をしたいと思っております。最初の1ページ目に戻っていただきまして、一番下のパラグラフから原子力政策関係ということで、まず(1)として、広聴・広報活動の関係でございます。広聴・広報関係の予算でございますが、18年度が39.6億円という額になってございます。これは前年度と比較しますと40%減ということになってございます。昨年度、広報関係予算ではさまざまな議論、国会でのご指摘

ということを受けまして、40%の減額となっているところでございます。18年度は、ここにございますとおり、双方向性の広報活動、それから産消交流といったことを充実してやっていきたいと思っておりますし、減額となっておりますが、競争入札を活用することによりましてより効率的な広報活動を、それから実際の運営にあたりまして単価の査定が難しい場合にはアドバイザーチームということで専門の方に入っていただいて、適正性を評価するという方で効率的な運用を図ってきちんと実行していきたいと考えております。

幾つか国会での議論の指摘を受けまして、18年度で廃止になった事業というものもございますが、こういったものに関しましては原子力広報のあり方ということを専門家の方も入っていただきまして議論していただきまして、計画をつくって、必要なものに関しましては19年度予算という形で反映をしていきたいというふうに考えているところでございます。

続いて、次のページめくっていただきますと、(2)でございますけれども、放射性廃棄物対策の強化ということでございます。これは18年度予算額が48.3億円という額になっておるところでございます。若干の減額という形になっておりますが、これも十分当初の事業を実施するだけの額が確保されているというところでございます。

地層処分技術関連でございますが、18年度からは実際の概要調査の基盤整備というところでございますが、ボーリング技術の高度化とか、それから物理探査の確証と、そういった実際の地質環境調査に用いる技術、そういったものの実証試験というものへ重点化をしていきたいと考えているところでございます。

それから、管理型処分技術ということで、余裕深度処分技術開発というのを18年度から開始をしようとしておりまして、そういった形の技術開発を引き続きやっていきたいということでございます。

それから、(3)としまして核燃料サイクルの推進でございます。1つ目が、新型軽水炉対策ということでございますが、大間のMOX原子力技術の開発でございます。これは18年度、38億円の予算をつけさせていただいております。これも若干の減額ではございますが、十分当初の計画を実施するだけの予算は確保されているところでございます。

2番目がウラン濃縮ということで、高性能の遠心分離機の技術開発でございます。この項目の18年度予算額は29億円という形になってございます。これも若干の減額でございますが、当初予定どおりカスケードを組みましてその実際の能力の評価というのを実施する当初の計画どおりに予

算額が組み立てられているところでございます。

それから、3番目がMOX燃料加工技術開発でございます。MH法によるMOX粉末混合技術の適合性の確証でございます。この予算は18年度は1.58億というところでございまして、当初の金額が確保されているところでございます。

続きまして、(4)でございますが、軽水炉に関する研究開発ということでございます。1つ目が2030年前後のリプレイス需要を見越した、もしくは海外での市場を見越した次世代の軽水炉開発のFS用の予算でございます。これが5,000万円ということで要求どおりの金額がついてございます。18年度及び19年度、2ヶ年かけましてこのFSを行いまして、これ以降、新型の軽水炉のための要素技術開発といったようなところに入っていきたいと考えているところでございます。

それから、2つ目が、これは当省の提案公募事業でございます。18年度予算が19億円ということで、17年度の額が21.8億ということで若干の減額にはなっておりますが、十分採択しました提案公募事業というものを継続できる額が確保されているところでございます。

続きまして、(5)でございますが、これは交付金関係の予算でございます。18年度予算額が1,107億5,000万円という額でございます。これは15年度に交付金制度が登場しまして、1つのメニュー制度にしまして地元の方で使いやすい制度に直したところでございます。したがいまして、その事業を着実に進めていきまして、地元のさまざまなニーズに対応していくというような使いやすい制度にしていきたいと考えております。

さらに、原子力発電所の高経年化、それから核燃料サイクル施設の推進という観点から新たな交付金制度を設けてございまして、30年の運転を終えました炉に対しまして、この都道府県及び市町村に対して新たな交付金制度を創設したところでございます。

さらに、核燃料サイクルということでプルサーマルもしくは中間燃料貯蔵といったようなものに対して同意をしていただいた地方自治体、地元自治体に対しまして、新たな交付金制度を設けさせていただいたということでございまして、これは要求したものがきちんとついたというところでございます。

それから、(6)でございますが、原子力人材の育成ということで、原子力の保守、点検、メンテナンス、品質管理といったものに携わる地元の企業に対する研修制度でございます。これに関しまして6,300万円の額がついてございます。若干ちょっと要求額から減額になってございますが、

十分運用できる額が確保されたと考えているところでございます。

以上が推進側の方の概要でございまして、続きまして、安全側の方を。  
(原子力安全・保安院企画調整課高橋課長補佐) よろしく申し上げます。原子力安全・保安院の企画調整課で予算の方を担当させていただいております高橋と申します。よろしく申し上げます。

それでは、お手元の資料3ページをごらんいただけますでしょうか。原子力関係政府予算案の全体像ということで、原子力安全関係が上の方にございます。こちら全体像を見ていただきますと、去年が348.8億円だったものが、18年度予算では336億円ということで、3.7%減ということになってございます。

18年度の予算要求にあたっての基本的な私どもの考え方でございますが、18年度の予算要求におきましては、国会でありますとか財政審議会、経済財政諮問会議でいろいろなご指摘を受けたところでございます。そういうことでございますものですから、既存の事業に関しましては厳しく見直し、効率化を進める一方で、真に必要な事業については必要な金額を確保するべく全力を挙げたというのが今年の全体像でございます。これによりまして、原子力の利用の大前提であります安全確保に万全を期すということございまして、必要な金額についてはきちりと確保できているものという理解でございます。

3ページ目のこの表の中を見ていただきますと、お分かり頂けますとおり、今年度のポイントとなってまいりますものは原子力発電安全対策ということでございます。高経年化対策の分野等で大幅に拡充をさせていただき、新規施策を立てさせていただいたという格好でございます。ここの部分がふえておりますが、その他は先ほど野田企画官の方から説明がありましたとおり、単価の見直しでありますとか、予算の積算と執行の乖離、こういうところをきちりと見直させていただいて、効率的な予算にさせていただいたということでございます。

全体的な内容といたしましては、1ページ目にも書いてございますけれども、15年度に抜本的に改正いたしました原子力安全規制の確実な遂行、充実を目指すということでございます。特に今年度、高経年化対策というところを重点的に強化しております。こういうことを通じまして、立地地域の皆様の安全に対する信頼の確保、安全の醸成に努めていくということでございます。それに加えまして、広聴・広報活動につきましても直接的な対話のコミュニケーションを実施するなど、きめ細かい対応をしていきます。また、原子力防災、核物質防護対策でございますけれども、こちら

につきましては引き続きオフサイトセンターもしくは防災資機材の整備、防災訓練につきましては、引き続ききっちりと支援をしていくという格好で考えてございます。核物質防護対策につきましては、最近特に国際的なテロの恐怖の高まりがございますものですから、原子力発電施設への核物質防護対策のさらなる強化に取り組んでいきたいというふうに思っております。

個別に申し上げますと、18年度予算の新規で大きく立てたところ2つございまして、高経年化対策と、もう1つは保安院の検査官の訓練設備の整備事業でございます。

後ろの資料21ページをご覧ください。新しい検査制度の導入に伴いまして、本検査官が実際に見て触る機会というのが減ってくるということが指摘されてございます。こうしたものですから、検査官が原子力施設の各設備、装置に関しまして検査するポイントでありますとか、あとは具体的なデータの評価の仕方であるとか、そういうものを実践的に学べる施設を整備したいということでございます。これは今まで日本になかったものでございまして、日本で初めてつくるものです。海外、諸外国では自前で持っているという訓練設備を、このたび新たに私どもの日本においても作ろうということで、14億円新規に立てさせていただいております。

ポイントの2つ目でございますが、高経年化対策でございまして、39ページをごらんいただけますでしょうか。こちらの方、高経年化対策の調査のための基盤整備事業ということでございまして、具体的な事業内容は40ページに書いてございますけれども、高経年化対策のための配管減肉の評価でありますとか、経年劣化事象の発生要因またはそのメカニズムの解明・究明を行うということでございます。原子力学会などでも72の項目が指摘されているところでございますけれども、それらに関しまして、必要な大事なところから順次対応をしていくということ。それにより保守・補修技術も実証していきたいというふうに思っております。また、産学官連携によりましてデータベースを作っていくということでございます。経年劣化の事象でありますとか進展の状況、これらにつきましてデータベースを作っていくということでございます。産学官による連携ということでございますけれども、これは地元の地域、発電所の立地地域のそれぞれの有力な大学等々がございます。そういうところとの知見なんかも活用させていただきながら進めさせていただきたいと思っている事業でございます。

ポイントだけの説明になってしまいましたが、以上で保安院関係のご説

明を終わります。

(近藤委員長) はい、ありがとうございました。

ご質問、ご意見あれば。たくさんあるから、重要なところだけ。

町委員。

(町委員) まず、推進の方でお聞きしたいのは、ウラン濃縮です。国際的にも国際供給保障の検討が話題になっています。日本としては今後5倍の性能を有する遠心法を開発・利用していくとしているが、最新のロードマップと現状を教えてください。

もう1つ、人材養成というのは極めて大事ですけれども、地域の民間の人材育成については、メンテナンスの専門家の訓練などは民間事業者がやっているものが当然あると思うので、国がやることについてはその理由づけをして、民間とうまく組んでやっていっていただきたいと、その辺はどう計画しているのかお聞きしたいんですね。

それから、安全関係ではアジア地域を対象とした原子力安全分野の国際協力を充実させる計画とありますが、原子力委員会もアジア原子力協力をやっているんです。ポイントだけで結構なんですけれども、具体的な協力内容と、アジアのニーズに的確に答えているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

(原子力政策課野田企画官) まず、1点目の濃縮技術のロードマップでございますが、詳しくは担当課の方から説明にお伺いさせようかなと思います。18年度以降カスケード試験をやりまして、実際この新型の遠心分離機の導入というのが大体平成22年頃だと聞いております。したがってそのカスケード試験のデータが十分反映できるというような、試験研究と実用化、この流れとしては一応うまく進んでいるというところかなと思います。具体的には後ほどまたご説明にお伺いしたいと思います。

(町委員) これ事業者の話なんでしょうけれどもね、実際に今日本で必要としている濃縮ウランの量の、今は10%程度しか日本で濃縮できていないわけですね。将来の自給率についても政策的に考えていかなきゃいけないでしょうし、それを事業者が実現していくための政策が必要だと思います。

(原子力政策課野田企画官) はい、わかりました。それも合わせてご説明にお伺いしたいと思います。

それから、原子力人材の方の官民分担のご指摘でございますが、実際に事業者の方でも、ご指摘のとおり、こういった訓練制度を設けております。ただ、やはり事業者の方でやる範囲というのが、事業者の子会社ぐらいまでということでございます。一方で実際のメンテナンスの現場では実際に

は三次、四次、場合によっては五次までの下請けというのが実際に発生してきまして、いわゆる下部の方の下請けといいますと地元の企業が多くなって来るんですが、電力会社の方もそこら辺の訓練までは手が届かないということがございます。我々の事業としてはこういった下請け構造の下部の方の地元の企業、そういったところの資質の向上ということをねらいたいなと思ってやっております。

実施にあたっては、当然そのエリアの電力会社、そういったところの協力を得ながらやっていきたいと思っておりますし、また、それぞれ地元の産業構造が違ってございますので、そういった産業構造に適した、地元からのニーズに合わせた形で運用していきたいと、そういうふうに考えてございます。

(原子力安全・保安院企画調整課高橋課長補佐) 安全に関する国際協力、特にアジアとの協力の関係でございまして、これに関しましては毎年50名程度研修生を招聘いたしまして、国内で研修をやっているということでございます。これ平成14年からやっております、平成18年が終期ということになってございます。

この事業は、18年が終期でございますけれども、今後の研修のあり方につきまして新たに予算を立ち上げまして、数千万円の予算ではあるんですが、新たにオーバーラップする形で立ち上げまして、今までの研修の成果は何だったのか、中国もしくはアジアの地域にとってのメリットは何があり、また日本の電力会社にとってのメリットは何なのかということをしつくりと検証いたしまして、これからの19年度以降の第2フェーズに向けての研修のあり方について議論をしていくという格好で対策を設けてございます。

したがって、今後引き続き中国、アジアとの安全交流というのは非常に重要になってくると思っておりますけれども、より効率的な形で19年度以降実施できるように考えたいと思っております。

(近藤委員長) ほかに。齋藤委員長代理。

(齋藤委員長代理) 1つは、広聴・広報の予算が結構減額になったということでございます。やはり国の財政状況が極めて厳しい訳ですが、文部科学省においても同様な広聴・広報の予算がついている訳です。それから、電力とか関連事業者もそれぞれいろいろな広報活動をされている。それらを全体的に見て、全体として効率的、効果的にやっていくことが求められるのではないかと思います。今までお金があるときはダブってやってもいいんじゃないかという考えもあるのかも知れませんが、これだけ絞ら

れてきているわけでありますから、縦割りのではなくて、全般的に見て効果的な方法でやっていただきたいと思います。その辺もっと効率よくやる方法があるのではないかと私自身感じたところもありますので、ここでは細かい議論はいたしません、そういうところを考えていただきたいと思います。

もう1つは、先ほど安全の方で技術情報基盤データ整理、データベースの整理という話で、地方の大学にもやっていただくというお話ございましたが、それはそれで大変結構だと思います。一方、このようなものはどこかが参謀本部でしっかりと見てないと、これまたどこに役に立つんだという話になりますし、ダブってやってもしょうがないというようなところもあります。その辺の総括は原子力安全基盤機構かどこかが総括的に見るという形になるのですか。

(原子力安全・保安院企画調整課高橋課長補佐) はい。それでは、まず高経年化のネットワークの件でございますけれども、こちらにつきましては委託事業でございます、国、保安院の原子力発電検査課がきちりと事業見させていただくということでございます。ただ、我々だけでもどうしても手が回らないところもあるので、JNES(原子力安全基盤機構)さんなどの力もお借りしながら進めていくという体制を組んでございます。

どこと連携をとるかにつきましては、今後公募的なものを導入いたしまして、いいものをもっているところから吸い上げまして、よりいいデータベースをつくっていききたいというふうに思っておるところでございます。いずれにいたしましても、委託事業でございますので、国が自らがきちりとしてやるということで考えてございます。

(齋藤委員長代理) それは、しかし、全体として把握して、有用なデータベースをしっかりと作り上げ、だれでも使えるようにすることが大事な訳です。そこまで原子力安全・保安院でされるわけですか。

(近藤委員長) 最近はネットワーク社会では参謀本部を置かないでむしろネットワークの中での相互交流が、高いレベルのアクティビティを維持するというようなビジネスモデルもありますから、必ずしも参謀本部が必要だということではないんだと思いますけれども。全体として効果的で効率的なと、そこがポイントで、それは参謀本部がいいのか、マルチにそれぞれが問題意識をもった当事者間のネットワークを強化していくということで達成していくのか、それは関係者でお考えいただくことかと私は思いますが。

どうぞ。

(木元委員) 今おっしゃったとおりで、委託した先が1つのマニュアルにしたがってずっとやってきたのが今までの例なんですね。でも、そうではなくて、私が長年提唱しているのは、広聴・広報活動は、高経年化の問題にしても立地の問題にしても、すべての点で広聴・広報活動を行うことが必要だということです。その場合、ケースケースによって、広聴・広報のあり方とか、その中身とかが違ってきます。つまり、どういうやり方をしたときに相互理解ができるのかというのは、地元の意見をまず吸い上げて、地元が何を要求しているかを確認してから広報をしていかないと、お互い何も見えてこないんですね。

今委員長もおっしゃったけれども、みんな、いろいろなネットワークを持っていますから、やはり予算を出す側の方がちゃんとチェックしていかないと、「はい、やれ。」という形はもう通用しないというのが現状ですね。多分齋藤先生もそのことを頭においてらしておっしゃったんだと思うんですけれども。その部分をしっかり見張っていかないと。

それと、広報したからそれでいいではなくて、効果はどうだったのかというのを正直にチェックしていただきたいと思うんです。

(近藤委員長) ちょっと図に乗って申し上げちゃうと、今の広聴・広報の話ですけれども、やはり事業者と推進行政、規制行政というのは変な言い方もわかりませんが、それぞれミッションが違う、説明責任が違うんですね。だから、そういうのは必ずしも連携できない、してはいけないのかもしれない。最近ずっとお話伺っていますと、規制側の顔は最近少しずつ地元で見えてきていますねと。だけれども、政策の説明責任が果たされているようには思いませんと言われて、私どものことを言われたのかなと思いつつ話を聞いたんですけれども。これはやはり地域社会において原子力施策を説明する責任はどこにあるんだ、原子力委員会なのか、それともエネルギー施策、原子力施策という意味で経済産業省が責任を負うのか、そのところを、それぞれ責任はあるといたしましても、少しきっちりすみ分けていく必要があると思いました。政策推進行政者の顔の見えることが非常に重要な時代ですので。

そのところをまずつめた上で、説明責任の観点からどういうことをやればいいのかということについて、そのプロセスというか手続というか方法論を、木元先生がおっしゃったように、相手の聞きたいこと、知りたいことをよく伺って設計して説明していく。その構造を設計していただかないといかんというふうに思います。

ほかに。前田委員。

(前田委員) 幾つかあるんですけども。一番最初にごく簡単な、私の見間違いかもわからないんですが。2ページで核燃料サイクルのところ、先ほどのお話でいくと、全炉心MOXで38億、ウラン濃縮で29億、いずれも若干の減だとおっしゃったんですけども。3ページの表を見ると、核燃料サイクル事業の推進は18年度31億となっていて、これだと数字がよくわからない。

(原子力政策課野田企画官) すみません、若干の減というのは、要求額から減と。

(前田委員) ああ、そう。それにしてもトータルが。

(原子力政策課野田企画官) トータルではその額です。というのは、ウラン濃縮の方はカスケード試験に移るということで、当初から増額要求を……

(前田委員) いや、僕が言っているのは、全MOXが38億、ウラン濃縮が29億とおっしゃった、それから計算すると60何億になっちゃうんですけども、こちらの18年度の政府予算、3ページの表では、核燃料サイクル関係31億としかになってないのは。これ何か僕の見間違いですか。

(近藤委員長) 個表を見ていただければ。

(原子力政策課野田企画官) すみません、こちらの個表の方の整理とこちらの概要の説明と合っておらず、大変恐縮なんですけれども、大間の全MOXの予算は原子力発電関連の方に入っております。

(前田委員) こっちに入っている、そうですか。

(原子力政策課野田企画官) そういった整理でございまして、恐縮でございます。今後見直しをしたいと思います。

(前田委員) わかりました。

あとちょっと幾つか聞かせていただいてもいいですか。次世代軽水炉FSをやり、2年間やって要素開発にいきますと、そういうお話だったんですけども、それは非常に結構だけれども、ここでもう既に何らかの具体的な技術開発の内容あるいは考えている炉型とかそういうものはある程度もう描いてこれが始まるのかどうかということが1つ目です。

それから、個表の方に入りまして、保安官の訓練のお話がありましたですね。これはNRCでもやっていることだし、非常に重要なことだということで私もそのとおりだろうと思うんですが。これは新たにそういう施設をつくってやられるということなんですね。

(原子力安全・保安院企画調整課高橋課長補佐) はい。

(前田委員) 恐らくその14億というのは初年度予算で、これだけでは足りなくて、これからも続いていくと。

(原子力安全・保安院企画調整課高橋課長補佐) はい。

(前田委員) どの程度のことを訓練施設としてお考えなのかというのを聞かせていただきたいと思います。

それから、ずっと後の方について、高経年化対策絡みで、データベースの整備ということをおっしゃった。これは私も非常に大事なことだと思っております。私の感覚だけでいいますと、日本は従来から予防保全的に取り替え取り替えをやってきたということもこれあり、あるいはその他の理由もあり、データベースのデータそのものが割合貧弱なんじゃないかなとこう思っています。こういうことに取り組みれるというのは非常に結構だし、地元産学官の協力でやるということを非常に大事なことだと思っておりますので、これは要望というかコメントですけれども、ぜひきちんと進めていただきたいと思います。これはこれから恐らくリスクベースの規制とかいろいろなもの基礎になる話だと思っておりますので。

それと関連しますけれども、後の方で再処理施設の保守管理、技術調査と出てきますね。これも、東海の再処理の方のこういった技術的なデータがどの程度整理されているのか私よく知りませんが、商業規模の大きなものというのはこれから始まるわけなので、こういった商業規模の大きな再処理施設についても今後少し長期的な保全計画という観点からこれはどういような技術調査をやっていくのかという当初の計画というものをきちんとつくって取り組んでいただきたいと、このように思います。

以上です。

(原子力政策課野田企画官) 1点目、次世代軽水炉のフィージビリティスタディですが、現時点ではどういった次世代炉にするのかというそういった方向性はまだございませんで、1から議論をしていこうと考えております。いろいろな海外での状況等を調査をしつつやっっていこうと思っております。アメリカタイプのパッシブ型とヨーロッパのEPRのようなアクティブでがちがちに固めたような炉と世の中にいわゆる次の世代でもう開発にかかっているところは2種類あるんですけれども、じゃあ日本はどうするかということも含めて今後議論していきたいと、そういう状況でございます。

(前田委員) 2030年ぐらいからリプレイスするのに間に合わせようと思うと相当がんばらないと間に合わないという気がしますけれども。

(原子力政策課野田企画官) はい、大車輪でやろうと考えております。

(原子力安全・保安院企画調整課高橋課長補佐) それでは、訓練施設でございますけれども、私どもとしては2年間の事業で、来年度も同じ程度の規模を確保したいと考えてございます。事業の進捗などを見ながら若干変化

すると思えますけれども、大体そんな感じで考えてございます。

具体的な内容ですが、実はモップアップをつくりまして、特に危なさそうなところ、特に気をつけて見なきゃいけないポイントなどをきっちり研修していくということでありまして、あとは非破壊検査機なんか非常に特殊な使い方をするもの、データの見方にコツがあるようなもの、こんなものを実践的に訓練し、能力を上げていきたいというふうに考えております。

データベースの件につきましては、ありがとうございます。きっちりと今ご指摘あったことを踏まえて進めてまいりたいと思えます。

再処理関係の事業につきましても、新規予算でございまして、来年度から始まる予算でございまして、当然始める前にきっちり計画を立てて委託をしていくということになりますので、その部分でできる限りきっちりポイントを押えた形で進めていきたいというふうに思っております。

(近藤委員長) ちょっとだけ確認します。データベースについては、本当は火力が極端な場合は事後保全的なアプローチすらとっているわけで、寿命に関するデータが一番多いんですね、有用なデータが。ですけれども、それはすこぶる各社のノウハウに依存するところで、彼らは多分公表しない、公開ベースの作業についてはつき合わないということなんだろうと思うんですね。それは競争の時代だからしょうがないと思ってあきらめるのがいいのか、しかし、よく考えてみると、長い目で考えれば、事業者にとってもいいことになるはずなんだということは何らかの方法でご協力いただくということも考えることがあるべしと私は思うんですが。また妥協案として、経緯について匿名性のあるデータを処理して合理的な判断基準にあてていくことについても少し検討しないと。国際的な商用データベースは多くの場合そういう格好になっているんですね。日本はやや透明性が強調されすぎちゃって、透明でないのは一切だめとして結果としてみんなで損しているというそういう構造があるので、そこのところをどういうふうにのせていくかということをし検討されたらいいのかなというふうに、これは感想として申し上げました。

(原子力安全・保安院企画調整課高橋課長補佐) その件につきましては私も同じ問題意識を持ってございまして、実はちょっと話が若干混乱するかもしれないんですが、25ページをごらんいただけますでしょうか。こちらの方で原子力発電施設等社会安全高度化委託費という事業がございましてけれども、この中では実は原子力発電所の中での話というものに加えて、6.の(2)のところに書いてございますけれども、例えば1例として原

子力分野に限らない巨大な化学プラントでありますとか、そういうところでの得られたトラブル事例なんかも集めていきたいというふうに思っています。

この25ページにある事業と高経年化の事業というものについては若干データベース的なものを整備するのですが、位置づけが若干違いまして、こちらの方はかなりサイエンティフィックに、かなり技術的な側面を研究する。高経年化の方はポータルサイトというべきものを考えておりまして、いろいろなところにいろいろなデータが散らばっているという現象があるものですから、それをきっちりつなぐというような形で考えていきたいと、若干話を複雑化、混乱化させてしまうかもしれませんが、そういうふうに考えてございます。

(近藤委員長) それでは、木本先生、何か追加することございますか。

(木元委員) いえ、特にございません。

(町委員) では、1つ、経年劣化の対応を、再重点でやっていくということですが、研究の中で寿命予測法、材料の特性などいろいろな成果が出てくるでしょうが、そういう成果をすぐれた材料開発につなげて次世代の炉の材料として役立てることも非常に重要だと思う。

それから、経年劣化は日本だけの問題ではなく、国際的に各国で研究されている重要な問題なので、データベースには国際的な情報を活用すべき。研究も国際協力を日本のイニシアチブで開始することなどを考えることも必要だと思います。

(近藤委員長) はい。それでは.....

(齋藤委員長代理) ちょっと近藤委員長のお話につけ加えますと、実際に幾つか今までの事例を知っているので申し上げますと、例えば、国の機関が、材料の問題で研究開発をやって貢献しようとしても、民間の方が何に困ってどこが問題かという本当に細かいことまで出してくれるかということ、これはなかなか出ないんです。それは民間各社のノウハウの問題もあるでしょう。だから、どこまで本当にお互いに協力してできるかというのが、ある種根本的な問題なのです。

材料の話が今出ましたけれども、燃料被覆材1つについても各社それぞれ開発をやってきているわけで、何かトラブルが発生したからと言って、根本的なデータ全部を公開するかといったら、それはしないでしょう。したがって、そういう現実があるところ、いかに効率的、効果的にできるかということをよくお考えいただきたいと思います。

(近藤委員長) それでは、以上でヒアリングを終わります。ありがとうございます

いました。

( 4 ) その他

( 近藤委員長 ) では、その他の議題。

( 戸谷参事官 ) その他特にございませんが、日程的な点だけ申し上げますと、来週の定例会議は31日火曜日、議題は調整中でございます。

( 近藤委員長 ) ほかに。よろしゅうございますか。

では、きょうはこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。